

1. 重複申請の可否について

- 本補助事業には【1. 車両の効率化設備の導入等事業】、【2. 業務効率化事業】、【3. 経営力強化事業】、【4. 人材確保・育成事業】の4分類の補助対象事業があります。
- 異なる分類に属するメニューは重複申請をすることができますが、同一分類内のメニューは重複申請をすることができません。下記をご確認ください。

分類	補助対象事業
1. 車両の効率化設備の導入等事業	①テールゲートリフター ②トラック搭載型クレーン ③トラック搭載用2段積みデッキ ④速度制限装置の機能改修
2. 業務効率化事業	⑤予約受付システム ⑥ASNシステム ⑦受注情報事前確認システム ⑧パレット等管理システム ⑨配車計画システム ⑩求貨求車システム ⑪運行・労務管理システム ⑫契約書電子化システム ⑬車両動態管理システム(※)
3. 経営力強化事業	⑭原価管理システム ⑮M&A・事業承継
4. 人材確保・育成事業	⑯人材採用活動 ⑰人材育成活動 ⑱大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格

※⑬車両動態管理システムについては、上記のルールにかかわらず⑤から⑫のいずれかのシステムと同時に導入し、重複申請をする必要がありますので、ご注意願います。

◆重複申請可能なケース

・異なる分類の補助対象事業は、重複申請することができます。

【ケース1】

「1. 車両の効率化設備の導入等事業」のテールゲートリフターと
「2. 業務効率化事業」の配車計画システムを申請
①テールゲートリフター + ⑨配車計画システム

【ケース2】

「1. 車両の効率化設備の導入等事業」のトラック搭載型クレーン、
「3. 経営力強化事業」の原価管理システムと
「4. 人材確保・育成事業」の大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格を申請
②トラック搭載型クレーン + ⑭原価管理システム + ⑱大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格

◆重複申請不可能なケース

・同じ分類の補助対象事業は、重複申請することができません。

【ケース1】

「1. 車両の効率化設備の導入等事業」のテールゲートリフターと
「1. 車両の効率化設備の導入等事業」のトラック搭載型クレーンを申請
①テールゲートリフター + ②トラック搭載型クレーン

【ケース2】

「1. 車両の効率化設備の導入等事業」のテールゲートリフターと
「2. 業務効率化事業」の歯医者計画システムと運行・労務管理システムを申請
①テールゲートリフター + ⑨配車計画システム + ⑫運行・労務管理システム

※ケース2の場合は、「①+⑨」又は「①+⑫」のいずれかの組み合わせの重複申請可能

2. 追加申請の可否について(対象:1次募集において補助金交付申請をした方のみ)

- 1次募集(令和6年9月24日から同年11月30日まで)において補助金交付申請をした方でも、2次募集(令和7年1月24日から同年2月21日まで)において改めて補助金交付申請をすることができます(この場合の2次募集における申請を「**追加申請**」といいます。)
- ただし、追加申請をすることができるのは、1次募集における申請とあわせてみたときに、**重複申請にあたらない場合**に限ります。

◆追加申請可能なケース(例)

(1)1次募集において不交付決定を受けた場合(補助対象期間外に補助対象事業を行った場合、書類提出期限までに必要書類を提出できなかった場合等)

- ・重複申請にあらず、上限も問題にならないため追加申請可
- ※ただし、2次募集における補助対象期間や書類提出期限には十分ご注意ください。

(2)1次募集で①テールゲートリフターの交付決定を受け、2次募集で⑤予約受付システムの申請を行う場合

- ・重複申請にあらず、上限も問題にならないため追加申請可

◆追加申請不可能なケース(例)

(2)1次募集で①テールゲートリフターの交付決定を受け、2次募集で①テールゲートリフターの申請を行う場合

- ・重複申請にあたるため、追加申請不可
- ※1次募集における申請と同一の補助対象事業でも、重複申請として扱われます。
このため、1次募集における申請において上限台数・上限金額に達していなかった場合であっても、残枠を2次募集において申請することはできません。

(1)1次募集で①テールゲートリフターの交付決定を受け、2次募集で②トラック搭載型クレーンの申請を行う場合

- ・重複申請にあたるため、追加申請不可